

# 佐井村押印見直し計画

佐井村総務課

令和4年4月1日

## 1 趣旨

行政手続きのデジタル化及び簡素化を進めることにより、村民の利便性及び行政事務の効率化を図るため、「佐井村行政手続きにおける押印見直し方針（令和3年3月30日決定）」に基づき実施した村民等が行う申請手続等及び村が行う手続きにおける押印の見直しの具体的な内容を計画に定めることで、見直しを計画的・段階的に推進する。

## 2 見直しの概要

### (1) 基本的な考え方

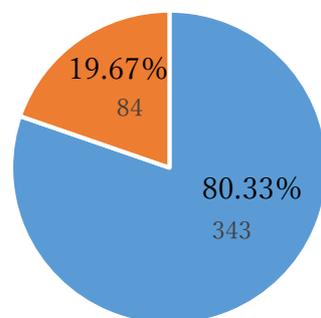
- ア 原則、形式的な押印の義務付けを廃止する。
- イ 原則、国の押印見直しマニュアル（地方公共団体における押印見直しマニュアル（内閣府（令和2年12月18日【初版】））に沿って対応する。
- ウ 押印義務付けの廃止により、経常的に村民の負担の増加が生じる場合は、村の実情に即し個別に判断する。
- エ 国及び青森県による法令・条例改正等に伴う内容と合わせて段階的、計画的に実施する。
- オ 計画は進捗管理を行い必要に応じて更新する。
- カ 公印の省略に係る基準を明確化し、村が発出する文書への押印についても見直しを行う。

### (2) 見直しの内容

#### ア 見直しのポイント

- (ア) 村民からの申請等に係る様式について、今回の見直しにより、全体の約8割の様式で押印義務付けを廃止

村民から押印を求めていた申請書等の様式



■ 今回押印の義務付けを廃止する様式      ■ 押印の義務付けを存続する様式

(イ) 村が発出する文書について、公印の押印の省略に関する基準を定め、  
軽易な一般文書への公印の押印を見直し

#### イ 見直す主な様式

(ア) 押印義務付けを廃止する主な様式

村民及び村内団体等が行う補助金の申請・実績報告等に係る書類、情報  
公開請求書、介護サービス等各種利用申請書 等

(イ) 押印義務付けを存続する主な様式

請求書、契約書、請書等契約関係書類、事業者等が行う補助金の申請・  
実績報告等に係る書類 等

### 3 様式の一覧

- (1) 押印の義務付けを廃止する様式 (別表のとおり)
- (2) 押印の義務付けを存続する様式 (別表のとおり)

### 4 実施時期

実行期間 令和3年3月～令和4年3月

手続区分	時期	備考
条例改正	令和3年6月議会～	廃止可能なものについては、令和3 年中に改正済
規則改正	令和4年4月1日施行	令和4年2月末日時点廃止可能な ものについては特例廃止規則によ り一括廃止
告示、訓令、 要綱改正	令和4年4月1日施行	令和4年2月末日時点廃止可能な ものについては特例廃止告示、訓 令、要綱により一括廃止

※義務付けを廃止する様式のうち、国や他の地方公共団体等の条例等により規  
定されているものは、今後発出される通知等に沿って段階的に対応する。

### 5 計画の更新

- (1) 義務付けを廃止した様式の運用状況を定期的に把握し、計画の進捗管理を  
行う。
- (2) 義務付けを存続する様式については、国及び県等の対応を踏まえ、廃止の  
可否について適宜所管課において判断を行う。
- (3) 上記の取り組みを継続し、必要に応じて計画の更新を行う。

## 6 今後の改正手続き

特例廃止規則、告示、訓令、要綱の施行日以降、規則等の様式の押印欄について改正を必要とするものは、当該規則等について別の改正事由が生じたときに合わせてその手続きを行うものとする。